

番号単価等の算定方法（総務省告示第429号・平成18年7月31日）

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第27条第1項の規定に基づき、番号単価の算定方法を次のように定める。

平成18年7月31日

総務大臣 竹中 平蔵

（番号単価の算定方法）

第1条 番号単価は、原則として毎年度9月に次の式により算定するものとする。

番号単価

= 合算番号単価

× 当該適格電気通信事業者の補てん対象額

÷ 適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

2 前項の合算番号単価は、次の式により算定するものとする。

合算番号単価

= (適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額)

÷ 直近の算定対象電気通信番号の総数

÷ 前項の番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数に係る月から最終算定月と見込まれる月までの月数

3 第1項の規定により算定した番号単価は、原則としてその算定した年度の1月末からその翌年度の6月末までの間における算定対象電気通信番号の数に係る接続電気通信事業者ごとの負担金の額の算定に用いるものとする。

（番号単価の修正）

第2条 前条第1項の番号単価は、原則として翌年度の4月に次の式により修正するものとする。

修正番号単価（本項の規定により修正した番号単価をいう。以下同じ。）

= 修正合算番号単価（前条第2項の合算番号単価を修正したものをいう。以下同じ。）

× (各適格電気通信事業者の補てん対象額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額

- 当該適格電気通信事業者に係る基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第27条第2項の残余の額（以下「前年度残余額」という。）

- 当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額（当該番号単価を修正する月までに支援機関が徴収する負担金の予定額をいう。以下この項及び次項において同じ。）

- 当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の算定自己負担額

- 当該番号単価

× 直近の算定対象電気通信番号の総数

× 当該適格電気通信事業者に係る支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から前項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数に係る月の前月までの月数)

÷ (適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額

+ 支援機関の支援業務に係る費用の額

- 適格電気通信事業者ごとの前年度残余額の合計額

- 適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の合計額

- 適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の算定自己負担額の合計額

- 当該合算番号単価

× 直近の算定対象電気通信番号の総数

× 適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から当該修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数に係る月の前月までの月数)

2 前項の修正合算番号単価は、次の式により算定するものとする。

修正合算番号単価

$$\begin{aligned} &= (\text{適格電気通信事業者ごとの補てん対象額の合計額} \\ &+ \text{支援機関の支援業務に係る費用の額} \\ &- \text{適格電気通信事業者ごとの前年度残余额の合計額} \\ &- \text{適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の合計額} \\ &- \text{適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額に対応した当該適格電気通信事業者の} \\ &\quad \text{算定自己負担額の合計額} \\ &- \text{前条第2項の合算番号単価} \\ &\quad \times \text{直近の算定対象電気通信番号の総数} \\ &\quad \times \text{適格電気通信事業者ごとの支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番} \\ &\quad \text{号の数に係る最後の月の翌月から前項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電} \\ &\quad \text{気通信番号の数に係る月の前月までの月数}) \\ &\div \text{直近の算定対象電気通信番号の総数} \\ &\div \text{前項の修正番号単価の適用を開始する算定対象電気通信番号の数に係る月から最終} \\ &\quad \text{算定月と見込まれる月までの月数} \end{aligned}$$

3 第1項の修正番号単価は、接続電気通信事業者ごとの負担金の額を算定する場合にあっては、原則としてその修正した年度の7月末から最終算定月の前月の月末までの間における算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとし、同年度の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第110条第2項の認可の申請に係る負担金の額の算定に用いる当該適格電気通信事業者に係る前年度残余额を算定する場合にあっては、最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとする。

（端数処理）

第3条 支援機関は、第1条第1項の規定により算定した番号単価又は前条第1項の修正番号単価について、小数点以下8位未満の端数があるときは、原則としてこれを四捨五入するものとする。ただし、負担金の徴収期間及び算定対象電気通信番号の総数の増減の見込みを勘案して必要があると認めるときは、当該端数を切り捨て又は切り上げることができるものとする。

2 前項の規定は、第1条第2項の合算番号単価又は前条第2項の修正合算番号単価について準用する。この場合において、前項中「小数点以下8位未満」とあるのは、「整数未満」と読み替えるものとする。

（番号単価の通知）

第4条 支援機関は、第1条第1項の規定により番号単価を算定したとき又は第2条第1項の規定により番号単価を修正したときは、速やかに、その旨及びその内容を総務大臣に通知するものとする。